

点検資格の業務範疇にご注意ください

点検とは？

事故の原因となる劣化、破損やハザード等を早期に発見し、利用者が安全で快適に利用できるように適切に維持管理することを目的としています。

(公園施設の定期点検に関する規準 JPFA-ID-S:2014 一部抜粋)

JPFA の認定している技術者資格は下記の業務を行うことができます。

	公園施設点検管理士	公園施設製品安全管理士	公園施設点検技士	公園施設製品整備技士
設計見積もりおよび業務	—	○	—	○
設計業務の管理・検証	—	○	—	—
製造見積もりおよび業務	—	○	—	○
製造業務の管理・検証	—	○	—	—
施工見積もりおよび業務	—	○	—	○
施工業務の管理・検証	—	○	—	—
点検見積もりおよび業務	○	○	○	○
点検業務の管理・検証	○	○	—	—
修繕見積もりおよび修繕	—	○	—	○
修繕業務の管理・検証	—	○	—	—

当協会の認定する点検技術者は、遊具および公園施設の状態を確認し安全にご利用いただくことができるかどうかを判断することができる認定資格となっており、遊具の修繕など遊具機能の維持管理に関する技術を認定していません。

修繕とは？

劣化・消耗・破損等により機能不全になったところを繕いなおし（遊具についてはハザードの除去も含む）て、公園施設を安全かつ快適に使用できる状態にすることです。調整、補修、交換、補強、再塗装の5つの工種に区分されます。

(公園施設の定期点検に関する規準 JPFA-ID-S:2014 抜粋)

<間違えやすい業務>

以下の業務については、点検時に同時に依頼されることが多く、点検資格の範疇では行うことができない業務となります。混同し易い傾向にあることから、下記にまとめます。

- ・点検見積もりの提出（点検業務）
- ・劣化やハザードによる使用禁止措置（点検業務）

-
- ・精密点検（点検業務：ただし公園施設点検管理士および公園施設点検技士は不可）
 - ・ボルト等の増し締め作業（修繕：調整業務）
 - ・ベアリングオイル注入作業（修繕：調整業務）
 - ・修繕や補修方法の提案（修繕：補修・交換業務）

点検以外の業務を点検時に同時に依頼する場合には、当協会員が別途取得しております「公園施設製品安全管理士」および「公園施設製品整備技士」にご相談ください。

また、当協会の認定する点検資格者は、以下の内容を順守することが規定で定められています。

- ・業務範疇（上記表のとおり）
- ・当協会が定める「正規の点検表」の使用および提出
- ・点検資格の更新
- ・最新情報の取得